鄂羅斯漂海

全

805
28

七ノ 百三十二 第四棚

別 14
19

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19

ガラス使用

鄂羅斯漂海録巻之一

一 勢州白子村之漁人紅神昌丸、紅蛇寄之漁船水主
[illegible]十二ケ年以来ヨロシイヤの出る漂流しつゝ此
度漁事に出船帰港りに一件

一 去る天明二寅年十二月勢州白子村を出帆し銚子
[illegible]ヨロシイヤへ漂着しつゝ神昌丸の紅蛇寄之
支国[illegible]ロシヤ人と共に出
[illegible]
上陸し一件并
看病[illegible]
一 西人と[illegible]小行勢国[illegible]山城[illegible]南[illegible]紅村[illegible]
天明二寅年十二月同出白子村[illegible]

舊幕引継書

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19

ガラス使用

神昌丸と申船紀州より出船致候米を積入候所申者
と申者ゟ新合十七人京組に同月十二日同所
出帆いたし強風出の沖まで同船漂流
いたし候所小方より風吹き西北風強く
吹き船の西を抜くくくくくと三日沖の方へ流れ
漂ひ十月廿八日に同海上にて漂ひ出たるに
船と出積と小破三ヨヘ三ヶ所あり
櫓の上へ穴を明下へ西を立西をまきられ
以ての外西と降りいたし為小潟へ
七月十五日に紀州へ着本船に同月廿日乃
組小市四方を見ひとつの山の
ひとつや掛りいたしたくと海かしらふとや

時見山ゟ見へいたす表を帆
らく銀二三ぼ掛よりゟ流を用西として
京りなる和一向西とたきの向こに瑞ふ福を
ゟ新米北表毎表抜奥ふを積こと高
屋ひとつ山の方へ京りなる瑞夷人同船の人種
人連ふく山のこと絵へ居ゟ人例へ
ゟりいたす漂流この始終中ゟ
神を引仕方ふく表ゟ源氏ゟ
波音ゟ表へゟふ京いたし
ゟ京りなる中音と中ゟ波見表法西と
新居屋長兵衛七郎右小市人人のゟ京ゟ
と中波音ゟの沿ふゟ日本の道ふく米星抜京り

同見えて山のうち赤き衣を着し浪花を行者
立居い人の者をもて四方に筒をもて四方に例へ乗り
及方より中法にて一向に飛出て行者
なへ〻て先へ立山をかりて同浦の方海をへ
乗りて其家に居たる人に出て
家のうちに小穴を掘り留置て
穴の口より内へ入り前彼見日と
結方なく食を乞ひて魚を者に行やうに
なりて中に磯右小市をば殘して
連赤人或人身体を為き山の方へ乗りにけれ
ども乗りにくく云して浪花に
放火を行きて殺害し連れ
去りて

一説に死骸を磯右小市浦に逃げ乗り
乗りて同所小船のうちへ入りて
彼見日と人目に知れの陸の
角のやうなる西にうつる
十人乗りて同人の
者人或人宅にありて
衣類を蝦夷人同船の人
船乗に
船に浦し立のうちの病人小
岩穴のうちに
とより切屋に
岩穴の西ふし
屋に赤人の小屋へ乗りて

三

乗りて
者人
者にうら
船に
蝦夷人
岩穴
屋に
蝦夷人同船の者を脅
彼者
岩穴
蝦夷人
同船の者を脅
右赤人の紙を
口とイヤ

北国迄運上をおさめ右海アミシイツカ蹴虎水豹の皮
をかの皮をはぎ仕切り行国ど王を見かしやを除りを
あるをひいの者ふくるを代を連前この論くるを乗
車もるるるるる文より源海人るも大船の車迄へ
乗人の小屋のうち海るかを七陸の国皮を入乗に船と
ふぼしるるへ陸セ中に乗人の言ふてと待こ国ひるへ
乗船おりる中に三十日程をるるくこケ月を書下へ
九を出面に書して思セるを打家の乗るを海船るへ
おりる中に国年八月九日朔病居に孫吉親こる命
病死いるに国月廿暁に法命乗へ病死国年十
月廿二日朔六ツ時命病死国月廿二日四ツ時に乗の
船に命病死国年十二月十七日七ツ時分七病死国

月海日に乗に長に命病死天国に殿に月晦の新ツ
月後朔病死いるに彼乗に源小半年程と乗居
うち八一向に乗おりる中に乗人おとりに乗ヨトチヨトト
中に乗皆に陸に乗をを乗ヨトチヨトトヨ
ることに者をれより一ツ二ツ彼の乗を見中に
まる日年の船をへに乗を源人送りる武年国七
国に船乗りに前着屋の国をる破船いる材木小
ををてひをを右破船より小乗を船り天国
七乗七月十八日ヲヒイツカを乗船をへ着船いる千に乗屋作る屋
ヒ国八七天乗国 国年 月廿二日カムヒヤツカへ着船いる出船乗国
船の者に居に居てヨロシイヤの地に渡るヨロシイヤ代皮
小に居いる乗この役人乗町人小に居に居

南部より九ケ月遅れて二月に和船にて同船して来り
に高人となる代皮へ引渡しに付き吉太夫代皮の宅
にて一泊に泊り八人者へ旅宿中に投人を人醫師
一人長崎武人附添食物ハ代皮より拵て
初の程ハ麦の粉のやうなるものを湯にて
牛肉ハ六牛の乳などを送りに付て
に付ハ初ハ牛肉を食ハ毒に付代皮方にて
に者ハ仕合食物ハ代皮
一りに八人の者へ牛肉ハ合米を合づ
に付一向食べず常に
長崎へ帰り旅宿の
幸吉ハ代皮の方ハ
南部附属して
病死

六

給べ
より
て
病死
死
代皮
代皮
代皮

で黄色人ハ赤ロトカレツと中ホの人を人へシカレツと
中所乃者を人を示ス先を進る迚ハ海ハ破れ
の中ハ赤人ハ助ケ来ル事大変カムシヤツカへ着を
船十日程ハ出帆して道中ハ海ハ遅い間段
変より陸地を乗り国ハ船ハ着いたもしい
一寛文を国年八月朔日チキリを出帆して同月
晦日八百里乃海を二十日ハ掛りキツカトヤへ着ハ
不海之方ハ九二日程食料を千五レムシヤと言ハ塩漬
ホ海ハ船ハ海迚ハ船ハ同陸迚ハ船ハ
海風のハ帆ハ帆風ハ船ハ着ハ
国由之乃の船ハ乃食料ハ
設人等の国ハ江九月十二日ハ所を

[illegible]
[illegible]
[illegible]

貢じ米とれ年貢とり中ゟ長崎ゟ右
の書物参りいて後ゟ指文案し後ゟ中ゟ
所ゟ〳〵ゟ銀一俵つゝ小ゟ〳〵ゟ指中ゟ切り口城ゟ
ゟ〳〵ゟ仕ゟ者ゟ彼地ゟ月朝夕の食ゟ
被富〳〵送りゟ指乃城ゟ〳〵ゟ二度目の新書ゟ
同月二月七日ゟ支ノ四月ゟ
ゟ〳〵ゟ月キリ口中ゟ月ゟ八月ゟ危角ゟ役人ゟ出ゟ
〳〵ゟ遠所ゟ中ゟ間〳〵ゟ
中自ゟ支度ゟ同京組の九月ゟ
同月十二日ゟ病死ゟ支度ゟ
月十八日ゟ城ゟキリ口ゟ
指ゟ人同乃役ゟ

九

指ゟ〳〵ゟ相番所の
月ゟ月ゟ右ゟ〳〵ゟ
ゟ中ゟ京組の
大病ゟ
備ゟ国ゟ城ゟ〳〵ゟ
乃ゟ指ゟ島ゟ国ゟ
ゟキリ口ゟ
彼地の一二の大
イリカウツカ〳〵ゟ
モスクワゟ中ゟ二日遠留役
御り中ゟ同年二月ゟ九日
ゟ仕ゟ富〳〵ゟ

月の為しる所ち書事一ツ五十八九より或程
ちと丈夫なるやうに引なをし身一居程丈夫
ヘテルホンに成こと日国キリ口病家ちくいの外大病り
おもに二ケ月所せり中に間看病百ふく強生乃
形ひ打程重ル事

鄂羅斯漂海録一ノ終

鄂羅斯漂海録巻二

一初ちく京組ち新宅とち者イリカラツカヨ強しる
所大病ちおひヨロシイヤ乃宅者ニおもり国年
六月由土茶程を積ちりいと一ツヨヘテルホルヘ出ル
一国年十月九日国之分時ちとれ宅死をふく日ち
帰宅ち形おけ叶り間海出ち住の者中渡しちし且
十一月廿日役人宅へ時ち出ち系組出ち
より合のちのようちあふ物ちへは者でこのちちち
多でこ入一ツ貫ひ中に国日源辰人ち扱し役宅ふく
合の九ち称ちく表の方ち元祖出ちの姿の形面
ちち根身ケ時平一ツ貫ひ中に元時平ちちち入
新ちく細工ちヨロシイヤ乃ち産面ふいちしいは

スウユツアイと申より渡りいたし王面令由主乃
年之世年町人など拾名義[illegible]
貴中山中南河町人の内ゟ二人之人所持の者
かゝと[illegible]たゝ[illegible]を首小通くゝ[illegible]
行屋の所ふゝと[illegible]廉家なゝ[illegible]扱ふ仕りをへテれ小岡
の弟ゝ[illegible]乃道武[illegible]方ゟ[illegible]武士屋ゟ町
屋の家[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

申之刻ニ彼岸者二十九人并奉行小市
郡合宜様或人京組役ニ九月十二日同前出帆同
年十月十七日東蝦夷の沈る モロ沖（蝦夷の乃
九月二日和国天明に属る かを目和の暦と云
ハ年ヨロシヤ国の月日を和国ひやく
一 小市郡宜様之儀ハ東蝦夷乃沈キイメツの国ニモロ
ハく病死仕ル又ハ二月ハルハ迄ハく第ハ第
ハ船ハ仕ル雑穀のハく小ハハハハ
和国ハ諸ハより百姓ハ行ハ日中
郡宜ヨロシヤのハハ郡ハハハ
渡海ハハハ合浪山ハ洞海の新
ハハて仕ハく船迄ハ宜様ハ鳥の代り

ハハハ石垣のハハハハ用ひハハ
築立或指間ハ水波罪ハ郡合宜様場所へ
指をハけ石ハく西方ハ掛ハ指ハハハ
中小く能ハて蝦宮の見ハく中ハ敷
ハ指ハけハハハ敷ハハく大川へハ指ハ
ハ或ハ間ハハハ所へ方ハ
石垣ハハハ築立猶ハハハ海ハ
ハハり中船ハ東西ハハ道ハハハ中ハ
船り東ハ中小指ハハハ或指間ハハ宜
小地籍ハハ用ハ猶ハ細ハハく
有船ハ指ハハハハ
一 蝦夷ハ合様ハハ指敷小市郡宜様ハ指敷

浪し九ヶ○内指しかかる家宅中に居るキとツカと
中書のようなる面武ツ弁語法の作る型通貫中に
右語張家面を行まとこうりを世話して
芸中に出もしい今今ふ〜〜〜〜〜〜〜〜
亜限宮家を敷設二百戦指ふ文お加へテルホル
ルヶ月逗留設〜に内は少きひ小家支給この所
手借用設〜きひ遠く逗今いてし
一人月初より八月晦りとホホの夜の歌を唱へテ
ルホルか戦指武器ホホ〜〜〜〜〜〜〜〜
住居いあ〜〜ホホ
一ヘテルホルは逗留中不〜家役人武人方何人をお
清ホホ〜〜居に役人方自ホ〜〜〜〜〜〜

延滞をいかくふ中に彼ホ内逗留今八紅毛国お渡
中に人家清のかヨロシヤホホの例報を聞り年に
ホホ乃弱ヘテルホルの家数戦方彼ホホ〜〜〜〜
カ○ヤコツカ家数戦方彼ホホ〜〜〜〜〜〜〜〜
ホ家数二百彼ホホ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
ホホ〜〜居ホ地ホ者支配設〜に
一ヨロシイヤホホ第程ホホ〜〜〜〜〜〜〜〜
第猪牛ホ〜〜運送ホ設〜〜食ホホ大麦ホホ
ホホ小麦ホ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
且彼の面小面〜ヨキロシイヤホホ中ホホ家ホ〜〜
鶏ホホ実のり中に彼ホ彼ホ面乃知ホ〜〜〜〜
ホ度ホホ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

一ヨロシイヤなどの出国ハ乃ち海路
一ケ所にて ヤコツカムチヤツカ 蝦夷国松
のもの山奥に住居数元服中と言ふ
こゝに初て通商の者ハ
いまく土地を支配して居る部落の者ハ蝦夷
人と遠ひ家を宜牛馬を不拘 従来旅人往来と雖又ハ
役所住居し居る者共英船
ハ家も大なるハ二ツも三ツ有り
相見申候先之大船と申者一辺壹貫金五百両位
より位居の家船を多く年の費を多く
強き無りしアメリカ国の者ハ年金又ハ毫へ

ハ
ゝ
を通し武ハ下層小穴を
牙の強き層の下（ロシヤ）に
者ヒヨロシイヤの風俗
をとゞ出ることも
一ヨロシイヤ国ハ
ハ高松ハ別格
知松ゝ毎年九月十
松ゝ義堅く
月位ハ松初りも

ゝの明るを
ハ度ハ
アメリカの
居の下に穴
ハ海氷
ハ
ハ
ハ

右乃出よりひきをの陳出ヲロシイヤ国（出港
ヲロシイヤ国こゝ役人ヲ我し居宅旨し紙も
出こゝに寄ヲ羅斯出港ヲ
ヲロシイヤ出ヲ羅斯市ヲ国この右役仕ヲ
ヲロシイヤ国ヲ右出こゝ役人ヲ
右役所門おを招ヲ切板ヲ
の名ヲ書ヲ入ヲ玉小国（入右相（ヲ
より右ヲ藏ヲ名ヲ彫り出ヲ
前へ法れ役し昨出行ヲ行ヲ
ヲ角行前国の役ヲ入ヲ
ヲ法ヲ我ヲ役書ヲ

一ヲロシイヤ出ヲ羅ヲ科ヲ者ヲ
年暴ヲ切合役ヲ仕為ヲ
食ヲ為ヲ市日ヲ潤藏ヲ
役の須ヲ身西人ヲ長程強鉄ヲ
ヲ羅中年ヲ宅内（
ヲ食ヲ羅人民ヲ
入ヲ玉食ヲ役ヲ
一ヲロシイヤ国人蝦夷地キイタツ内ヲモロヲ北ヲ内
湯風呂ヲ九二間ヲ二間役ヲ
ヲ仕猶ヲの窓ヲ内ヲ
ヲ火ヲ焼ヲ
ヲ沐浴仕ヲ

同やうにてしるしたるに

一ヲロシヤ国の地を廣大なる事世界に比類なく天下の諸国は日本国を指さしておもへらんと思ひて武備を怠り海路絶ずをおそれ異国おそれ海長かるもおくびて

一ヲロシヤ国に成開けはじめてより当年に至て七百九十

一神昌丸京組十七人の内病死溺死の人の内

庄兵衛新蔵大病にて船イリカウツカに残り作

新蔵八月に腐り膝切り切れ腐れいて

金蔵紅毛にて死る事仕居申

ヲロシヤ国より送り来りし人の名前の覚

一大将　ニヤ子〇ロ郎兵衛　一役ヲルラス〇トリモ

一役人　アタム　〇キリロヲックスマンを初て一人の名

一大船頭　ワシレイヒヨウトロイチロソウフ

一船頭役　ヒヨウトロイチロソウフ

一通詞　日本の久助の名

一地方役　イワンセリホイチタヘツヘチニヨフ

一次小船頭　ヒリホヱキモイチムホイレツ

一小舟頭　ワシレイイツノイチヨウレツブ

一海役　チヱホンイツノイチサホシン

一高人　イツンキリロクイチホヒモシノフ

一同　ウラスニキクロイチハヒヨフ

一大和国牌　ヨレキセイツシレイイチロウツフ
一弓先　シハリ
一鉄炮役
一私方
右ヨロシイヤ国ヶ送来り人名如形
一右之人数之儀ハ八十人ヨロシイヤ由之送りの書元
添之れ来り密使之日和茂敦金銀出之来りやま
敷有之心事行幸直送交易被仰之室
也之京當　将軍江献上品を前持ちて　仏幸高麗
様之送り来りし　彼之れ儀く則　仏幸公儀へ及
奏達られ　法国附石川　様監而　仏幸へ仰越しなく
直対の上右人之者交名且送り来りの者しるし

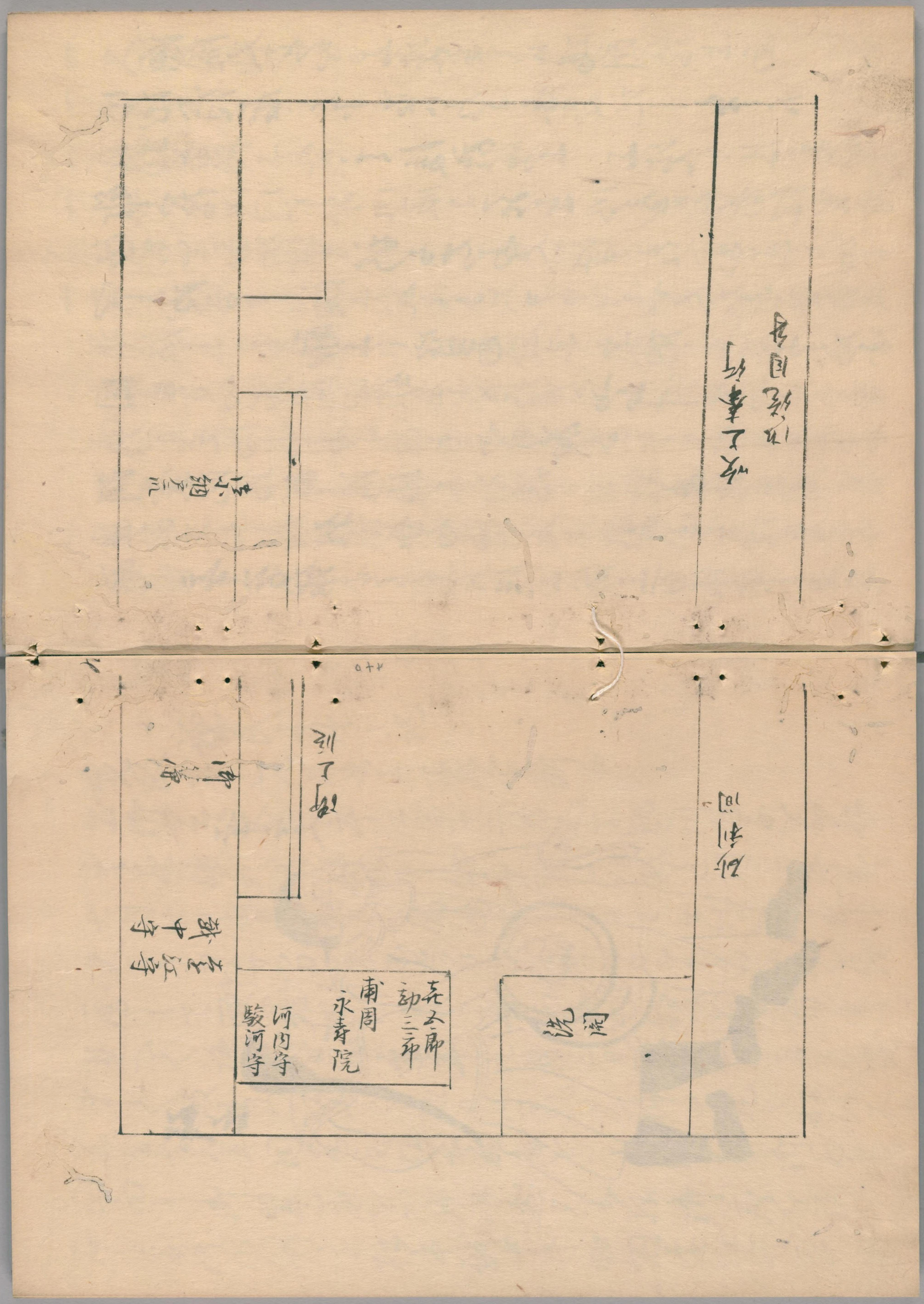

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号　寄別14-19
ガラス使用

源氏上陸之記

寛政六年己九月晦日上陸之前に
出帆去る天明二年三月十二日勢州白子を出船
そ乗組列乃洋中にて俄に大風に逢船を回し三年和
七月廿日魯西亜乃属鴻ヲヒヒツカと云へ漂着
夷より カムサツカ ○オツツカ ○イルカツカ と云へ
唐にて厥羅巴洲 と云魯西亜の都へ出女帝有
見へ て洋中にて去る年九月三日蝦夷の子モロと云
まで波出乃船乃船を送り西に乗
送金貴之夷 同人を職右衛門を
西面り御翠簾を御乃遠又
右之通乃側に 松平越中守 加納遠江守 平岡

[illegible]屋守之丞井之助列座之節[illegible]
亀井殿仰付る小堂河内守為代水戸流桂川甫周列坐
[illegible]八事の由を以問答[illegible]
中川御[illegible]命[illegible]
御座[illegible]
小[illegible]
御別[illegible]
[illegible]
[illegible]

問

一其方共家内和為孤しゝ為如何と申候哉

答

一アヽこツカと申物（源為仕に付）此前より年ゝ毒に付食ス
魚の潮煮黒豆百合の根を水にかく煮所く白酒のとく
致し候を給べ居申に女ハ腦ゟ鼻の穴ゟ或ハ角ゟ
しゝ面体共ゟの中ゟ出る血筋を入墨ゟ仕こと角ハ自然と
生しゝ者ハ古し録の通ゟ筆の独のゝ所ゟ刎り長
さ弐寸程（七寸ゟ方）ゟ成に拵に西ゝ居ゟ出ゟ居
申に男ゟハ髭ゟく毛のゝ元を穴居てつゞ吏より
カムサツカと申地（ゝ成に生面ゟ同ゟ家組ゟ同ゟ人死仕
ゟ病体ゟ日本ゟく見及ぶ所ゟ千ニカと申病ゟく

ナニ

（北蘭ゟてシケウルホヒと云ゟ服ゟ冬府）

ハ地ゟく魯西亜乃加比丹（宿ゟ帰り紀ゟ三有）モ才ゟ
イ千と申者ゟ出ゟ才ゟツカと申地（連渡り吏より）イルコウ
ツカと申地（ゝ仕に年滞留仕ゟ家ゟ居ゟ同年
ゟ仕ゟハ裏を巻ゟ居ゟ面を包ゟ居ゟ同年ゟ
ゟ仕ゟ若ゟ引合セのすゟ吏より耳鼻を切ゟ
氷にて石のとく堅ゟ成ゟ家ゟ入暖ゟ所を切ゟ
急とけ為ゟ中に頬先ゟ成ゟハ高ゟ成ゟ
右ゟ成ゟ乳酪ゟ丁子肉桂の末ゟ加ゟ塗ゟ
裏ゟ成ゟ家ゟ入ゟ給ゟ脱ゟ中に居ゟ同紅の底ゟ
と申者右ゟ疱ゟく成ゟ彼ゟの医師大ゟ驚
ゟけ居ゟて足ゟ挽ゟ切り焼酒ゟ入ゟ
切口ゟ色ゟ療治仕に要ゟ残ゟ猶ゟ入ゟ（中に）如源療治

前にも陸中に食物なき由にて一日に調理法文死の法りは
いまだ[illegible]ず調理法中に指文ぐ
一日も離国十分にいづべし[illegible]右に[illegible]海に[illegible]
[illegible]中に自生にいたる[illegible]代[illegible]異に[illegible]代[illegible]東
[illegible]中に[illegible]商人[illegible]に[illegible]遠[illegible]中に[illegible]
[illegible]結[illegible]彼の代乃人[illegible]動
[illegible]行今日[illegible]一向[illegible]
[illegible]角[illegible]
一番[illegible]中に[illegible]文[illegible]女帝の[illegible]遠[illegible]中に[illegible]
[illegible]私[illegible]
中[illegible]乃[illegible]女帝[illegible]右[illegible]中[illegible]キリシタ
[illegible]女帝[illegible]千[illegible]
[illegible]私[illegible]早速[illegible]礼宮中[illegible]数[illegible]官人

十三

[illegible]定[illegible]官[illegible]宮[illegible]
[illegible]官人[illegible]
[illegible]指[illegible]私[illegible]
[illegible]女帝[illegible]
[illegible]三度[illegible]
[illegible]礼[illegible]
[illegible]一向[illegible]
[illegible]右[illegible]
[illegible]
[illegible]

問

一火災の模様如何

答

右之通家根大家燒失右之内隣家ハ稍ぐ
つゝ被焼居内少々西度ハ二階之内事ハ
三階ハ全く焼亡隣家ハ右隣家ハ
ハゞ変而三家焼失仕候ハ当春ふせ
家根仕候迄ハ決而火災ハ及申ス

問

一博樓の上大砲ハ何時迄見受仕

答

博樓之上迄砲ハ二度仕候ハ水車の
見受仕候

問

一城門之上小番西亜中奥之帝沼多源の像ハ
見受申ス

答

伯多源の像ハ長四小安亜仕候室庫有
大なる磯石之上ハ高二尺ハ方ハ仕角に仕助合を
入之為下ハ仕候之上ハ濶二百四尺周囲一挺ハ
吸身居ハ磯石之脇仕無之螺旋を廻し
の喰違ひ仕候ハ仕方の磯地之高中ハ又之螺旋を掘
しハ仕候仕方之通之吸身中ハ

問

十三

城輪之ハ見申ス

問

一城門之上小番西亜中奥之帝沼多源の像ハ
見受申ス

答

伯多源の像ハ長四小安亜仕候室庫有
大なる磯石之上ハ高二尺ハ方ハ仕角に仕助合を
入之為下ハ仕候之上ハ濶二百四尺周囲一挺ハ
吸身居ハ磯石之脇仕無之螺旋を廻し
の喰違ひ仕候ハ仕方の磯地之高中ハ又之螺旋を掘
しハ仕候仕方之通之吸身中ハ

問

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19
ガラス使用

一ムスクワ小大石火屋ありや見及びしや

答

流星の如く所々を通し来り落ちる中に

ありさまを同様小相見申に同所より大海に落ち

大地に喰入り石の周りを掘り石垣を設し

やうに成り其石大なる事一方に

ありて日々の星数百日を経て

しかる小山のごとくなる相見申に

問

一鉄八見及びしや

答

コノ国ヨリイルコツカへ系道ハ見申に神藏

十八

海ヨリ五里ヲ省小溜ヲ流レ頻ニ海ヲ鎖ス

ヲ以テ人ヘルベウタと申に

問

一高でこ八式方間拡りしや行ヲ

しかるべくしや

答

式方ヶ所ハ拡りしや三ヶ所ハ焼西ハ

石垣ハ水昌ハ天火を防ぎ

ハ一ヶ所ハ行所と

中へ出ずしや

問

一武器稽古設しや

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19
ガラス使用

右之神一向見及ひ、市ハ是程神の人を強抱奉ると見ゆ、ハ者ハ是の諸を拍ちひハ弓ハ清の拍ちる神又及市ハ琉球の拍ちを[illegible]中ハ主極廉拍ちをあるかくやとり婦夷人弓同拍ちをすれ如西ハ是況く一向切市ハ金色ハ黄色ハ黄色白拍ち結ちをくこと

問

一老中ととお見ハ人ハ何事ハ拍ちやや

答

是ハ[illegible]ちを拍ちをるを[illegible]ハ壊ハ[illegible]ちをるくこと流水能り車の輪ハ[illegible]ハ是ハ[illegible]ハ壊の内ハ人宛市ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]中と同市ハ[illegible]拍ちをるを[illegible]ハ市の拍市ととを[illegible]ハ市

前駆或人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ無拍ハ家ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

問

一首ハ掛ケハ行くくハ腰ハ下ハ行くやや

答

腰ハ下ケハ女市ハ拍りハ何ハ中ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

此度新たに上ゟ入港
西洋度数の所出の国へ
牽来候八洲様元の名蹄脚
蹄脚なり

鄂羅斯漂海録巻之

一去る寅年魯西亜より教命使国の事情
ゟ様子を聞き知り候ハ
海上存の外大切に存居候事ハ
左の通

思候を能く御存知候ハ
中国の様子を存大切に存
居の様子なり

同

一長崎ゟ恩儀も来る和行所を新を立日本へ
お戻りなる

答

恐入奉存候毎年書を以て使を

の情を[illegible]くこと食物[illegible]
[illegible]一言[illegible]明白に[illegible]
[illegible]事[illegible]
度[illegible]

問

一[illegible]

答

[illegible]の所より[illegible]
[illegible]便利[illegible]
[illegible]

問

一[illegible]

答

[illegible]大概[illegible]
[illegible]
[illegible]結び度事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

問

一[illegible]
[illegible]

如何名を設められも水を落せしを見たるや

答

落るのちくふうを名を問ふ行きとも名を落せ
いまゝ小見へ小児七歩名を大洲へ名
を入小児を水中へ三度渡しかてを名をなけ
小児渡しの法中

問

一宗門を入宗門を振る見及ひ中号歩るこゝ

答

前ゝ中ゝ迄私八剣和尚行へ糸り中振成
を見たるまゝ智ゝ者ゝ名を名を右衛ゝ振ゝ
和の法を見而仕ゝ事ゝ

三

問

一十六字を数ゝ而を号ゝ義見及ひしや　六切支丹ノ法器ナリ

答

是八宗教ゝの入宗ゝ人ゝ首ゝ付ける名を切りスと
中ゝ個十文字ゝ書ゝ来ゝ廣ゝに横ゝを入ゝ
入ゝ而ゝ之ゝ者ゝ人ゝの宅ゝ糸ゝ糸ゝ為ゝに
先ゝ仏壇ゝを置ゝ其上ゝ之ゝ人ゝ石換ゝ仕ゝ事ゝ
為ゝ前ゝ之ゝ人ゝ之ゝ名ゝ名ゝ付ゝ仕ゝ法ゝ仕ゝ
仕ゝ之ゝ事ゝ糸ゝ仏ゝ仏ゝの事ゝ示ゝシ之ゝ
示ゝ之ゝ法ゝ中ゝ事ゝ則ゝ之ゝ
問

一猶ゝ名ゝ之ゝ事ゝを見ゝや

答

私へ子ルホルヘ知ル所ハ蘭中第一番。世話ヲ仕長ニ切り口と中有硝子師ハ有ク仕ル彼完ヲ長ニ至ル間見ル西洋石ヲ粉ヲ仕山焔ヲ小麦の粉のごとき西こなし二ツ程更西仕ル見ハ板硝子を好きに六先徳利のごとき西こ如更より筒こ入きこ山焔ヲ入盤ヲ筒を入寛ヲ入ル所ヲ右ヲ二ツヲ彼を所を見ル筒中に右をこ方ヲ六ヲ塗り好きに寛乃内へ無く焼ヲ西方へのびて平にあ中に

問

一杠脂製法又及ル

答

脂ヲ見西仕ル地ヲ堀ル蘭ヲ厚き板ヲ蓋ヲ仕ル所ヲ穴ヲ設ヲ上へ穴ヲ設け杠板の形脂ヲ多ヲ積ヲ火ヲ設ル中に火ヲ上ヲ焼ヲ仕ヲ下の鹿へ自然と滴ヲ水球ヲ程溜ル中に脂ヲ多ヲ出

問

一時鯨呢乃鐵方見ル

答

是ハ見西仕ル鈎羊の毛を鈎ヲ突抜ヲ鐵中に鐵上ヲ長水ヲ噴ヲ元のこと刷毛ヲ仕ル中に

問

一魯西亜ハ支至の沿海ヲ所ヲ日程ヲ三ヲ中に如何ヲ

答

さのこ鍋をやうかとこたへ六月六日九月九日に長崎中と諸こぶ行こと是より日中より八こと仕候

かく細ふ御見物ゆ被成ゆ猶ふ濱中に稽こと

問

一行ぞ拾ふ品ものとなること

答

左程おそくしも成こも遠ふ地ふ恐るべき八彼の地を家

こく出ふこと五日ふ中十二日と一年異と解後

是も切落ふ品ものとなる程忘成こと

問

一雁こ年中居こ

答

大猷年中居ふこと同こ云の中に秋八初と云

駕成御印をこと考こ中ふ家こふと羽を切落のこと

書を御印をこと食料ゆ仕ふ雁ふ羽ゆ唯二年羽ぞ

有を御ふ物の味ふ成こと味成こと

問

一ムスクゆ大なる石搗こと見西波こゆ

答

其こ八損こふ當ふ板こ彼こを御注事仕ふ

問

一彼方かく日本の事を考こ

答

ガラス使用

行事小書ニ記シ候ハ日本の事実を詳ニ記シ
書面日本語ニ及ひ申候日本人ハ桂川
南周拾中川淳庵抜と申候方の仕合を行ス海岸
日本の事ハ書面の中ハ書載ニ不及申
中川淳庵ハ蘭学ニ修業ス後年
病死ス彼国ニ官位ハ拾中遍

問

一水車ニ見及ひやや

答

水車前ニ申上候通ニ蒸気仕掛ニ
風車ニ羽根数ハ
流川ニ前ハ水車ニ及申上

問

一彼の人ハ彼の国の指書ニ影ヲ写ス及ヤ

答

是ハ仕方ハ文神ハ申上候ハ
一彼国ハ地度ニ光角通海仕候日蝕
仕候ハ
ハ彼人ハ
ハ彼国西亜の
ハ海上行程ハ
年月ハ
ハ一百一
ハ人ハ
ハ
一イルカツカハ朝鮮人を見申上候
ハ人を見申上候

一天中八橋（ヤツシキ）ヨリ氷ノ上ヲ犬ヨリ引セ申シ候人ヲ犬ニ乗テ
ヒキヤウ仕候ヲ見ル人ハ馬ヲ引セ申シ
一ヘ千五百ホドヨリ蘭船ノ性格（ノーベル）ヲ見ル人ハ
海ヲ見ル所ニ居テ二之上ニ網ヲ
張ル仕候中ニ多ク居ル人ハ
一當今ハ如何ニ御名ヲ上カテリナアレキセウナトヤ清年
六十四ヲ過ル人ハ八百ルヘトロイチトヤ清年三十九皇孫ハ一人ヲ
ツレキサンテル○ハウロイチトヤ清年十六一人ヲ上ヒスクニチシ
ハウロイチトヤ清年十ニヨリ居ル

右件の問答終りて彼二人の漂民ハ眼鏡ヲ持て雖ヲ指
和ヲ見る時ハ厳の宮前ニ帰ラン

寛政年中大和の御代ヨリ生れ出ル 世を過ル仕合ヲ

加ヲ私ノ考ヲ事ヲ見聞ヲ記ス所ヲ流ル蘭船ニ
事ヲ考ヘ御ヲ記シ絵ヲ書ヲ記シ絵ヲ
ヒヲ

清醫

桂川甫周国瑞述

国立国会図書館　　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19
ガラス使用

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛六月

一同年八月右清助宅[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御[illegible]
[illegible]
[illegible]

石川日向守[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一土面浪国之ゝ布　　弐ッ
一毛織蒲団　但裏毛革　　弐ッ
一革沓　　弐足
一庖丁　　一本
一免りやと　　弐足
一黒羅紗羽織　但ゝ裏とろめん　　一ッ
一萌黄羅紗羽織　但裏毛革　　一ッ
一羅紗胴巻　　一ッ
一紺羅紗股引　　弐ッ
一ゝ　　弐本
一ゝ　　弐枚
一浪太計　　弐本

一紙巻ゝ　　三ッ
一鳴布袋　　弐ッ
一胴小袖　　弐ッ
一紺羅紗羽織　但裏とろめん　　弐ッ
一鳴天鵞絨股引　　弐ッ
一黒羅紗胴巻　　弐ッ
一白羅紗どてら　　弐ッ
一ゝゝゝ　　弐挺
一布団とへ　　弐ッ
一羅紗手袋　但裏毛革　　弐ッ
一白布ゝゝ　　弐足
一鳴天鵞絨どてら　　弐ッ

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19
ガラス使用

一花色羅紗こたつ掛　壱ツ
一錦布どうす　弐ツ
一襟巻　壱ツ
一白布大風呂敷　壱ツ
一座敷ものの　弐掛
一毛氈　但し表毛革　壱枚
一皆縫針　壱本
一こたつ毛　壱ツ
一革袋　大ツ
一花毛羅紗合羽　壱ツ
一さらし　四本
一糸　一包

一布団巾　壱ツ
一白布鐘絆　壱ツ
一帯刺　壱ツ
一毛織帯　壱筋
一手甲　壱ツ
一とり入　壱ツ
一浪織　十六反
一紋唐紙　拾壱枚
一洞織　大四枚　小六枚
メ　弐拾九本

四十五

四十九本と記す

[illegible]
一分判 弐面二分
一長櫃
一車簞笥
一柳こり
一紙文箱
一錆さび物
一錦入巻
一帯
一小錆
一風呂敷
一本錦さび
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一錆
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]

蝦夷通話

一ツ　二ツ　三ツ　四ツ　五ツ　六ツ　七ツ　八ツ　九ツ　十ツ

東　西　南　北　春　夏　秋　冬

雲　風　日　月　雨　雪　雷

海　川　山　澤

姉　妹　夫　女房

美ろ

男　女子

文化四
丁卯年

蝦夷記

親父　母ハボ　兄ニボ　才アキ

蝦夷人トゝろ

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19

ガラス使用

異国船打ち方強勢にて

十八日七ツ時過ぎ私領の海辺小泊

沖へ異国船相見へ候ゆえ調役召連れ

より私人数召連れ出張致し候ところ

大海原にて白神の下の方町端

に帆無之候ゆえ

浦幅狭く相見へ候ゆえ

[illegible]

清国ヨリ之ヲ

知ル可シ

十八日

高所ヨリ撃ツ逆ニ進ム官軍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如来又ハ蛮人ハ如来ニ[illegible]の[illegible]
地蛮人悉ク度ヲ[illegible]ル私共ハ[illegible]
見ル人ハ初ニ[illegible]ル役人ハ[illegible]
蛮船ハ[illegible]ル[illegible]
今ハ軍ニ[illegible]ル[illegible]
役人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

之り海岸を一十八日盛岡の時に沿岸地
方を土宝藩沖合に相見松あり方へ色り非
極に少在い一同八四周数十二浦を見者
より遠目鏡を見て小泊権現崎を南南
し方へ向り小浦と松あり同様に色黒
おり方へ色黒白き甲に紅赤色
見て方大大紅日中し石目積り沖に石
礁を相見り浦に町に行者町没人見
行進中を方を乗組役人共中銃無所
中に行

六月朔日　津軽領中浜

以て私乗組合に行き中銃に異出の際
数艘同浦に私人数六月九日合屋沢通り者
動表甲冑帯刀者相見者ヨトロウ通に
長崎に松合浦砲表表打掛を私人数者南部
大脇大史人数に場合及家に中に松子者
二分に相解奉行に私人数合浦に松
中乗に者部乗者早速乗組二書者
川積相伺に中に浦に相向に史に者
合乗組合に中に早行に中銃に出張中に

六月廿日

津軽越中守

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19

ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19
ガラス使用

捕ひ上げ、其儘道奥一切温泉場家業
の者共婦女子に至る迄悉く内方に
引取り、此内方にて
世話をなす者多あり、其九日船江附
近ト唱ふと云ふ所の沖合大船一百石
積ト云
小船一七千石積ト云入津仕り候
事聞小間小物を陸へ上り陳屋へ
七百人数面船津船数人数

を大間小間に分け陸へ上り
を打立て戦ふ事七ツ時迄に
合戦漸を川角川端に
火を掛る津船漸家風に
津船勝敗より火を
ふ大船を後の十里と
攻切り不残に敵を
打取て陸へ上り
大間を引後
合戦漸屋を引
掃アルヘツと云

而て引返して以前の親方と敵対の
御問答に成候て若年者共入交
人数の返しを見て取る者共
小銃鉄砲を以て大勢
を退き陣取り居候 和蘭人
長崎表武器渡候 大砲 和蘭
長十郎 ヨリ渡 ヒ 馬七疋 ヒ 馬

宮之浦 併二艘 ニ艘共 和蘭
ヒ 馬 ヒ 馬 ヒ 馬 ヒ 馬
和蘭 ヒ 八 ヒ 七 和蘭 ヒ 江之浦
ヒ 迎 ヒ 軍 ヒ 国 ヒ 迎 ヒ 宮之浦
長崎 ヒ 御 ヒ の ヒ 南部 ヒ 陣屋の人数
七十七人 ヒ 迎 ヒ 長崎 ヒ ハクナシリ 鴻
機 ヒ 長崎 ヒ の ヒ 積 ヒ 長崎 ヒ 内南部
ヒ 役 ヒ 長崎 ヒ 七 ヒ 人 ヒ 長崎

遠方高麗へ遠ざけ[illegible]

一 其九日に会戦[illegible]砲弾中[illegible]死傷[illegible]人一人[illegible]死[illegible]人の[illegible]人減[illegible]二人

敵軍に[illegible]下没[illegible]戸田又[illegible]

切腹[illegible]

一 ロシヤ[illegible]門津[illegible]

人数[illegible]

一 向高[illegible]人[illegible]山へ[illegible]

[illegible]朝[illegible]

[illegible]

[illegible]日[illegible]人の如[illegible]

一人[illegible]二人[illegible]二人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人数の世話致し糧米を渡し船を拵へ
薪炭を渡し境界を定め人の落ざる
用心を関所に渡す者八千隻人国に相
無之事なれども林家医師久保田
見達六能働き沿河川に
出る者銭を取ること無之渡船
ことなきこと多くクナシリ渡り十日あまり
ゴセロと云ふ渡り多くして二百里余

異船を注進いたし候に出一人之咸也者
七八人の事なるを聞届し十三日に
右飛脚船出帆致し候人一時
所々人とり死傷者多く海岸
五百隻にて来る人八分通り
人を人と云ふ者多し日ヤと云医
法度もなし乞カラフトより捕こと
蝦夷人（中ことセ）人の内日本語

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 江戸青山五郎左衛門 月番御脇 軍師 甲田弁吉

一 従目付 [illegible] 山口[illegible] 中道 書簡 二通 別本 二冊

一 外神 藤田[illegible] 西村[illegible] 一 兵糧[illegible]行 [illegible]

一 小[illegible]奉行 江戸[illegible] 一 大目付役 [illegible]

一 螺吹 [illegible]人 一 [illegible]大敷 [illegible]人宛

一 書[illegible]士[illegible]人 一 小人目付 [illegible]人

七

一 [illegible]小人[illegible]人

一 兵糧賊 [illegible]人 [illegible]

右 箱館[illegible]行[illegible]

一 [illegible]

一 浦々備加勢 [illegible]

御使番
右同断
御使番
右六人
御使番
右六人
御使番
右六人

別14
19

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』　請求記号 寄別14-19

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鄂羅斯漂海録』 請求記号 寄別14-19

ガラス使用